

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
と畜場法（昭和 28 年法律第 114 号）第 4 条第 1 項	と畜場の設置の許可	生活衛生課

1 審査基準は、次のとおりとする。

- (1) 法第 4 条第 2 項及び法施行規則第 1 条に基づく構造設備その他事項を記載した申請であること。
- (2) 盛岡市と畜場法施行細則第 2 条に基づくと畜場設置許可申請書によること。
- (3) 法施行令第 1 条又は第 2 条に規定する基準を満たす施設であること。
- (4) 盛岡市と畜場法施行条例第 2 条に規定する基準を満たす施設であること。

2 標準処理期間は、15日とする（祝日休日等の閉庁日を除く）。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。